

議案第129号

飛騨市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例
について

飛騨市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

農地中間管理機構関連土地改良事業の農用地が、目的外の用途に供された場合等に特別徴収金を徴収するための制定

飛驒市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徵収金に関する条例

(趣旨)

第1条 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条の2第6項の規定による特別徵収金の徵収に関しては、法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(特別徵収金の徵収)

第2条 市長は、法第87条の3第1項の規定に基づき県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項第1号から第3号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する行為をした場合には、その者から特別徵収金を徵収することができる。

(特別徵収金の額)

第3条 特別徵収金の額は、機構関連事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担する額に、特別徵収金の徵収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によって当該土地が受ける利益を勘案して市長が定める。

(徵収方法)

第4条 特別徵収金は、一時に全額を徵収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別徵収金の減免)

第5条 市長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、特別徵収金を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について
担当部	農林部
提案理由	農地中間管理機構関連土地改良事業の農用地が、目的外の用途に供された場合等に特別徴収金を徴収するための制定。
制定改廃の根拠等	土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条の2第6項の規定に基づき、特別徴収金を徴収するための条例を制定するもの。
条例の概要	【制定の趣旨及び内容】 法第91条の2第6項において、市は条例で定めるところにより、農地中間管理機権が設定された農用地及び機構が所有権を有する農用地を対象とした県が行う土地改良事業の施工区域内の農用地について、目的外用途への転用や農地中間管理権の解除等をした場合に、特別徴収金を徴収することができると規定されている。そのため、当該特別徴収金を徴収するための条例を新たに制定するもの。
市民への影響等	農地中間管理権が設定された農用地を対象とした土地改良事業の施工地域内の農用地が目的外の用途に供された場合等に、特別徴収金が発生する。ただし、現時点では対象となる事業はない。
施行日	公布の日
備考	